



熊本県公報

第13112号
令和4年(2022年)
3月18日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… (障がい者支援課) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止…………… (〃) 2
- 家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病検査の実施…………… (畜産課) 2
- 八代港国際旅客船拠点の使用料の徴収事務委託…………… (港湾課) 4
- 漁船保険付保義務の消滅(網田加入区外2加入区)…………… (団体支援課) 4
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(千丁加入区)…………… (〃) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更の届出…………… (障がい者支援課) 5
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (建築課) 5
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (〃) 6
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (〃) 7
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (〃) 8
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (〃) 9
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (〃) 10
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (〃) 10
- 八代港港湾施設の概要…………… (港湾課) 10
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (建築課) 11
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (〃) 11
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (〃) 11
- 救急医療機関の認定…………… (医療政策課) 12
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (高齢者支援課) 13
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (〃) 13
- 第13次鳥獣保護管理事業計画の策定…………… (自然保護課) 13
- 第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)第4期の策定…………… (〃) 13
- 第二種特定鳥獣(イノシシ)の捕獲等を行うことができる休猟区の指定等…………… (〃) 13
- 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)第6期の策定…………… (〃) 14
- 第二種特定鳥獣(ニホンジカ)の捕獲等を行うことができる休猟区の指定等…………… (〃) 14
- くろまぐろに関する令和3管理年度の知事管理漁獲可能量の決定…………… (水産振興課) 15
- 特定水産資源くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度の漁獲の状況…………… (〃) 15
- 公 告
- 県庁舎電話設備賃貸借に係る一般競争入札落札者等…………… (財産経営課) 15
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 16
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則に基づく落札者等…………… (産業支援課) 16
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則に基づく落札者等…………… (〃) 16
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 17
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (〃) 17
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (〃) 17
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (〃) 17
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 17
- 農用地利用配分計画の認可…………… (〃) 18
- 農用地利用配分計画の認可…………… (〃) 19
- 土地改良区の役員を選任等…………… (農村計画課) 19
- 公共測量の終了…………… (監理課) 20
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定…………… (住宅課) 20
- 都市計画法第36条第3項の規定による工事完了…………… (建築課) 20

- 土地改良区の役員の選任等…………… (農村計画課) 20
- 土地改良事業(維持管理)計画の変更…………… (〃) 21
- 肥料登録失効…………… (農業技術課) 21
- 登 載 依 頼
- 令和3年度(2021年度)熊本丸一般整備工事業務に係る
一般競争入札の落札者の決定…………… (天草拓心高校マリン校舎) 21
- 熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… (警察本部警務課) 22

告 示

熊本県告示第183号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
グループホームさんぷうか 上益城郡山都町下市55	特定非営利活動法人山風華 上益城郡山都町下名連石582番地 甲斐 利幸	共同生活援助	令和4年(2022年)3月31日

熊本県告示第184号

次のとおり児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
ぺるそーな 上益城郡山都町城原170番地	NPO法人上益城きぼうの家 上益城郡山都町下馬尾298番地4 緒方 省吾	令和4年(2022年)3月2日	435140 0165	指定放課後等デイサービス
第二パステール 球磨郡錦町一武1644	有限会社パステール 球磨郡錦町大字一武2605番地1 星原 光典	令和4年(2022年)4月1日	435180 0059	指定児童発達支援

熊本県告示第185号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおりヨーネ病、腐蛆病及び伝達性海綿状脳症に関する検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的
ヨーネ病及び腐蛆病の発生とまん延を防止するとともに、生産段階における伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握することにより、畜産の振興を図る。
- 2 実施する区域及び期日

検査の種類	実施する区域	実施の期日
ヨーネ病検査	熊本市	令和4年(2022年)5月9日から令和4年(2

		022年)12月23日まで
	八代市	令和4年(2022年)5月9日から令和4年(2022年)12月23日まで
	水俣市	令和4年(2022年)5月9日から令和4年(2022年)12月28日まで
	山鹿市菊鹿町、鹿央町	令和4年(2022年)4月18日から令和5年(2023年)2月28日まで
	菊池市	令和4年(2022年)4月18日から令和5年(2023年)2月28日まで
	宇土市	令和4年(2022年)5月9日から令和4年(2022年)12月23日まで
	阿蘇市一の宮町、波野	令和4年(2022年)5月9日から令和4年(2022年)12月23日まで
	菊池郡菊陽町	令和4年(2022年)4月18日から令和5年(2023年)2月28日まで
	上益城郡御船町	令和4年(2022年)5月9日から令和4年(2022年)12月23日まで
	葦北郡芦北町	令和4年(2022年)5月9日から令和4年(2022年)12月28日まで
	球磨郡あさぎり町	令和4年(2022年)5月9日から令和4年(2022年)12月28日まで
	天草郡苓北町	令和4年(2022年)5月9日から令和4年(2022年)7月22日まで
腐蛆病検査	熊本市	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
	八代市	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
	人吉市	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
	水俣市	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
	山鹿市	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
	宇土市	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
	宇城市	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
	阿蘇市	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
	下益城郡美里町	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
	阿蘇郡全域	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
	上益城郡全域	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
	八代郡氷川町	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
	葦北郡全域	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
	球磨郡全域	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで

伝達性海綿状脳症検査	県内全域	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
------------	------	-------------------------------------

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

検査の種類	家畜の種類及び範囲	摘 要
ヨーネ病検査	実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている乳用牛及びその同居牛並びに知事が指定する牛	疾病その他の理由により家畜防疫員が検査に適さないと認めたものについては、検査を猶予することがある。
腐蛆病検査	実施区域内で飼養され、転飼される蜜蜂	
伝達性海綿状脳症検査	(1)生前に中枢神経異常又は起立困難若しくは起立不能を呈し家畜保健衛生所長が指示する牛及び牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。 (2)月齢又は推定月齢が満18か月齢以上で死亡しためん羊又は山羊	

4 検査の方法

- (1)ヨーネ病検査は、血清を用いたスクリーニング法による抗体検査及び糞便を用いたリアルタイムPCR法による遺伝子検査等により判定する。
- (2)腐蛆病検査は、蜂群について肉眼的観察及び死亡蜂児等を材料とした塗抹標本の染色・鏡検その他の細菌検査により総合的に判定する。
- (3)牛の伝達性海綿状脳症検査にあつては酵素免疫測定法により、めん羊又は山羊の伝達性海綿状脳症検査にあつては国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門においてウエスタンブロット法等により判定する。

5 その他

- (1)手数料は、熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)に基づき徴収する。
- (2)天候その他やむを得ない理由があるときは、実施区域及び期日を変更することがある。

熊本県告示第186号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。
令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 委託の内容

熊本県港湾管理条例(昭和41年熊本県条例第42号)第6条に規定する使用料の徴収事務

2 委託の相手方

株式会社緑研 代表取締役 佐土原 博
熊本市東区佐土原一丁目16番37号

3 委託する期間

令和4年(2022年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

熊本県告示第187号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により平成30年(2018年)3月16日熊本県告示第222号で公示した網田加入区、八代加入区及び二見加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和4年(2022年)3月15日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。
令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県告示第188号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項の規定により次の表のとおり公示する。

なお、令和4年(2022年)3月18日から令和4年(2022年)4月1日までの間、次の表の縦覧場所に掲げる場所において、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供す

る。

令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区の名称	発起人の住所及び氏名	法第113条 第1項の申出 をする漁業協 同組合	縦覧場所
千丁加入区	八代市千丁町古閑出2629番地2 岩崎 忍 八代市千丁町新牟田467番地10 吉野 精一 八代市千丁町古閑出309番地5 園田 清太郎	千丁漁業協同 組合	千丁漁業協 同組合

熊本県告示第189号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
オレンジ薬局おあま店	薬局の名称	有限会社 みや た薬局 おあま 店	オレンジ薬局 おあま店	令和4年(20 22年)1月1 日

熊本県告示第190号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により令和元年(2019年)5月21日熊本県告示第35号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

宮園3地区(大規模)

上益城郡益城町大字安永字火迫743番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、743番2、743番3、743番5、743番6の一部(次の図に示す部分に限る。)、743番7の一部(次の図に示す部分に限る。)、743番8、744番1、744番2、744番8、744番8地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、744番9、744番10、744番11、744番12、744番13、744番14、744番15、744番15地先の脱落地、745番1、745番2、745番3、745番4、745番5、745番6、745番7、745番8、745番9、745番10、746番1、746番2、746番3、746番4、746番5、746番6、746番7、746番8、746番9、748番1、748番2、748番3、748番4、748番5、748番6、748番7、748番8、748番9、748番10、748番11、748番12、748番13、749番1、749番2、749番3、749番4、749番5、749番6、749番7、749番8、749番9、749番10、749番11、749番12、749番13、749番14、750番1、750番2、750番3、750番4、750番5、750番6、750番7、751番1、751番2、751番3、751番4、752番、753番、754番1、754番2、754番3、754番4、754番5、754番6、754番7、754番8、754番9、755番1、755番2、756番1、756番2、756番3、757番1、757番2、759番1、759番2、759番3、759番4、759番5、759番6、759番7、759番8、759番9、759番10、760番1、760番2、760番3、761番1、761番2、761番3、761番4、761番5、761番6、761番8、761番9、761番10、762番1、762番2、763番1、763番2、763番3、763番4、763番5、763番6、764番1、764番2、764番3、764番4、764番5、764番6、764番7、764番8、764番9、764番10、764番10地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、764番11、764番12、764番13、764番14、764番15、764番16、764番17、764番18、764番19、764番20、764番21、764番22、764番23、764番24、7

6 4 番 2 5、7 6 4 番 2 6、7 6 4 番 2 7、7 6 4 番 2 8、7 6 4 番 2 9、7 6 4 番 3 0、7 6 4 番 3 1、7 6 4 番 3 2、7 6 4 番 3 3、7 6 4 番 3 4、7 6 4 番 3 5、7 6 4 番 3 6、7 6 4 番 3 7、7 6 4 番 3 8、7 6 4 番 3 9、7 6 4 番 8 7、7 6 4 番 8 8、7 6 5 番、7 6 7 番 1、7 6 7 番 2、7 6 7 番 3、7 6 9 番 2
 上益城郡益城町大字宮園字辻617番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、617番5、617番6、617番7、617番8、617番9、617番10、617番11、618番1、618番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、618番5、618番6、618番7、618番8、619番1、619番2、619番3、619番4、619番5、619番6、619番7、619番8、619番9、619番10、619番11、619番12、620番1、620番2、620番3、620番4、620番5、620番6、620番7、620番8、621番1、621番2、621番3、621番4、621番5、621番6、621番7、621番8、622番1、622番2、622番3、622番4、622番5、622番6、622番7、622番8、622番11、622番12、622番13、622番14、622番15、622番16、622番17、623番1、623番2、623番3、623番4、623番5、623番6、623番7、623番8、623番9、623番10、623番11、623番12、623番13、623番14、623番15、623番16、623番17、623番18、623番19、623番20、623番21、623番22、623番23、623番24、623番25、623番26、623番27、623番28、623番29、623番30、623番31、623番32、623番33、626番1、626番2、626番3、626番4、626番5、626番6、626番7、626番8、627番1、627番2、629番1、629番2、629番3、629番4、629番5、629番6、629番7、629番8、630番1、630番2、630番3、630番4、630番5、630番6、630番7、630番8、631番1、631番2、631番3、631番4、631番5、631番6、631番7、631番8、631番9、631番11、631番12、631番16、631番17、631番18、631番19、631番21、631番22、631番23、631番24、631番25、631番26、631番28、631番29、631番30、631番31、631番32、635番1、635番2、635番3、635番4、635番5、635番6、635番7、635番8、636番1、636番2、636番3、636番4、636番5、636番6、636番7、637番1、637番2、637番3、637番4、637番5、637番6、637番7、637番8、637番9、637番10、638番1、638番2、638番3、638番4、638番5、638番6、638番7、638番8、639番1、639番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、639番2、639番3、639番4、639番5、639番6、639番7、639番8、640番1、640番2、640番3、640番4、640番5、640番6、640番7、641番1、641番2、641番3、641番4、641番5、641番6、641番7、641番8、641番10、642番2、642番3、646番1、646番3、646番4、646番5、646番6、646番7、646番8、646番9、646番10、646番11、646番12、646番13、646番14、646番15、646番16、646番17、647番1、647番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、647番2、647番3、650番5、650番6、650番7、650番9、650番10、650番11

(図面は熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第191号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により令和元年(2019年)6月14日熊本県告示第99号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

下陳1地区(大規模)

上益城郡益城町大字下陳字小路406番、407番、又407番、407番2、409番1、409番2、410番1-1-1の一部(次の図に示す部分に限る。)、410番1-1-2の一部(次の図に示す部分に限る。)、410番1-2の一部(次の図に示す部分に限る。)、410番2、411番1、411番2、411番2地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、412番1、412番2、413番、414番、415番、416番1、416番2、416番3、416番4、417番1、417番2、417番3、417番4、418番、418番地先の水、419番、420番1、420番2、421番、422番、423番、424番、425番1、425番2、又425番3、425番3、426番、427番1、427番2、427番2地先の水、427番3、428番、429番、429番地先の水、430番、431番1、431番2、432番、433番1、433番2、433番3、434番、434番1、434番3、435番、435番2、436番、437番・438番合併、437番・438番1合併、439番1、439番2、439番3、439番4、439番5、439番6、439番7、440番1、440番1地先の水、440番2、441番1、441番1地先の

道、441番2、441番2地先の道、441番2地先の水、441番3、441番5、
 442番、442番1、443番1、443番2、443番3、444番、445番、
 446番、446番1、458番2、458番3、458番3地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、
 459番2、459番3、460番1、460番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、
 462番2、462番4、462番5、462番6、462番1-2、463番1、4
 63番2、463番3、464番1、又464番2、465番・466番合併、465
 番・466番合併1、467番、467番1、468番、469番、469番1、47
 0番1、470番1地先の水、470番2・473番合併、471番、472番、47
 4番・475番合併、476番、477番、478番、479番、480番、481番
 482番合併、483番、484番、485番、486番、486番地先の水、487
 番1、487番2、487番3、488番、489番1、489番3、490番1、4
 90番1地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、490番2、496番、497
 番、499番、500番、501番、502番、502番地先の水、503番、503
 番2、504番、505番、506番、506番地先の道、507番1、507番2、
 508番、509番1、509番2、510番、511番1、511番2、511番2
 地先の道、512番、513番、514番、514番地先の水、515番、516番、
 517番、518番
 上益城郡益城町大字下陳字園田397番1、397番2、398番1、398番2、
 399番、400番、401番、401番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)
 上益城郡益城町大字下陳字吉田544番・545番合併、546番
 上益城郡益城町大字上陳字麓853番1、853番2、854番1、854番2、8
 55番1、855番2、855番3、855番3地先の道の一部(次の図に示す部分に
 限る。)、858番1、858番2、859番、859番地先の水の一部(次の図に示す
 部分に限る。)、860番、861番1、861番2、861番3、861番4、861
 番5、861番6
 (図面は熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第192号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成30
 年(2018年)8月31日熊本県告示第691号(造成宅地防災区域の指定)で指定し
 た次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条
 第3項の規定により公示する。

令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

杉堂1地区(大規模)

上益城郡益城町大字杉堂字城ヶ峯13番1、13番1地先の道の一部(次の図に示す
 部分に限る。)、13番6、48番1、48番1地先の水の一部(次の図に示す部分に限
 る。)、48番1地先の道、48番2、52番1、52番2、53番1、53番2、54
 番1、54番3、54番4、54番5、55番1、55番2、55番2地先の水、55
 番3、55番4、56番4、57番1、57番3、57番5、58番、59番、60番、
 61番、61番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
 上益城郡益城町大字杉堂字東68番、69番、70番、71番、72番、73番1、
 73番2、74番、76番1、76番2、76番2地先の道の一部(次の図に示す部分
 に限る。)、76番3、76番4、77番1、77番2、77番2地先の道の一部(次の
 図に示す部分に限る。)、78番、79番、80番、80番地先の水の一部(次の図に示
 す部分に限る。)、83番2、84番、84番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、
 84番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、84番地先の道の地先の水、10
 1番2
 上益城郡益城町大字杉堂字潮井1397番、1397番地先の水の一部(次の図に示
 す部分に限る。)、1399番3の一部(次の図に示す部分に限る。)、1399番4の一
 部(次の図に示す部分に限る。)、1399番7、1399番8、1400番、1401
 番、1402番、1402番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
 上益城郡益城町大字杉堂字後迫1403番、1404番、1405番、1441番、
 1442番、1443番、1444番、1446番1、1446番2、1446番3、
 1447番、1448番、1449番、1450番、1452番、1453番、145
 4番、1455番3、1457番1、1457番2、1458番、1459番、146
 0番、1461番、1462番、1463番1、1464番1、1464番2、146
 5番、1466番、1467番1、1467番4、1468番、1469番、1470
 番、1470番地先の道、1471番1、1472番1、1472番2、1473番1、
 1473番2、1473番3、1474番、1475番1、1476番、1476番1、
 1478番1、1478番2、1478番3、1479番1、1480番1、1481番、1483番
 1、1483番3、1484番1、1485番1
 上益城郡益城町大字杉堂字芭蕉1487番1、1494番1、1494番1地先の道、
 1494番2、1495番1、1495番3、1498番1、1498番2、1498
 番2地先の水、1499番5、1499番5地先の水、1500番、12番3地先の水

(図面は熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第193号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により令和元年(2019年)5月7日熊本県告示第6号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

平田・福原地区(大規模)

上益城郡益城町大字平田字上津留581番2、581番3、581番4、581番5、581番6、581番7、585番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、585番2地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、585番4、585番5、653番2、654番6、682番、683番、684番1、684番2の一部(次の図に示す部分に限る。)、684番3の一部(次の図に示す部分に限る。)、685番1、685番2、685番2地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、685番3、686番、687番1、687番1地先の水、687番2、688番1、688番2、689番1、689番1地先の水、689番2、689番2地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、690番1、690番2、690番2地先の水、690番2地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、691番1、691番1地先の水、691番1地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)

上益城郡益城町大字平田字下津留905番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、905番2の一部(次の図に示す部分に限る。)、905番3の一部(次の図に示す部分に限る。)、935番、935番1、937番1、937番2、938番、938番地先の水、939番、940番、941番1、941番2、941番2地先の水、941番3、941番4、942番1、942番2、942番3、943番、943番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、又943番、944番、944番地先の水、945番1、945番2、946番、947番、948番、949番、950番、951番、952番、953番、954番1、954番2、955番1、956番、958番、958番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、959番1、959番1地先の水、959番2、959番3、960番、961番、962番1、962番2、963番、964番、964番1、964番3、965番1、965番2、965番3、967番、969番、976番1、976番2、977番1、977番2、978番、979番、980番、981番、982番、983番、984番、985番・986番合併、987番1、987番2、988番1、988番2、988番3、989番1、989番2、990番、991番、992番、993番、993番地先の水、995番、996番、997番、998番、999番、1000番1、1000番2、1000番3、1000番4、1000番5、1001番、1002番1、1002番2、1003番1、1003番2、1004番2、1004番3、1004番・1003番合併1、1005番1、1005番2、1005番2-1、1005番2・1006番合併2、1006番1、1006番2、1007番、1008番1、1008番2、1008番3、1008番4、1008番5、1009番、1010番、1011番1、1011番2、1011番3、1011番4、1011番5、1012番1、1012番2、1013番1、1013番2、1014番1、1014番2、1015番、1016番、1017番、1018番1、1018番2、1021番、1022番1、1022番2、1022番3、1022番4、1022番5、1022番6、1024番、1025番、1026番1、1026番2

上益城郡益城町大字平田字小柳1027番2の一部(次の図に示す部分に限る。)、1027番3、1028番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、1028番2、1028番3の一部(次の図に示す部分に限る。)、1028番4、1032番1、1032番2の一部(次の図に示す部分に限る。)、1033番、1036番、1037番1、1037番2、1037番3、1037番4、1037番5、1041番の一部(次の図に示す部分に限る。)、1042番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、1042番2、1043番1、1043番2、1044番の一部(次の図に示す部分に限る。)、1045番、1046番、1047番、1048番、1048番・1056番1・1056番2合併1、1049番、1050番1、1050番2、1050番3、1050番4、1050番5、1051番、1052番、1053番、1054番、1055番、1057番、1058番1、1058番2、1058番3、1058番4、1059番、1060番1、1060番2、1061番、1062番、1063番・1064番合併、1065番、1065番1、1066番1、1066番2、1067番、1068番・1069番合併、1070番、1071番の一部(次の図に示す部分に限る。)、1073番の一部(次の図に示す部分に限る。)、1095番の一部(次の図に示す部分に限る。)、1096番の一部(次の図に示す部分に限る。)、1099番、又1099番、1100番1、1100番2、1100番3、1101番1、1101番2、1102番、1103番1、1103番2

上益城郡益城町大字平田字境1230番1、1230番2、1230番3、1230番4、1230番5、1230番6、1230番7、1230番8、1230番9、1230番10、1230番11、1230番12、1230番13、1230番14、

熊本県告示第195号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成30年(2018年)3月23日熊本県告示第250号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

杉堂地区(その2)造成宅地防災区域

上益城郡益城町大字杉堂字日向112番5、137番2、137番2地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、137番4、137番5、137番6、137番6地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、137番7、137番7地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、137番9、137番10

上益城郡益城町大字杉堂字上古閑168番2、168番2地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、168番4、168番5、168番7、168番8、175番1、175番2、175番3、176番1、176番2、177番1、177番2、177番3、177番4、177番5、177番6、177番7、178番5、178番6、178番8、178番9、178番10、178番11

(図面は熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第196号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により令和元年(2019年)5月21日熊本県告示第34号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

寺迫2地区(大規模)

上益城郡益城町大字寺迫字上田平831番1、831番3、832番の一部(次の図に示す部分に限る。)、833番1、833番2、833番3、833番4
上益城郡益城町大字寺迫字灰塚1367番、1367番3、1368番1、1368番2、1368番3、1369番、1370番、1371番、1372番、1373番、1374番、1375番、1376番、1377番、1378番、1379番、1379番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、1380番、1381番、1381番1、1381番3、1382番、1383番2、1383番3、1385番、1386番、1387番1、1387番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、1387番2、1366番、1364番1、1364番3、1364番4、1364番5、1364番6、1364番7、1364番8、1399番1、1399番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、1399番2、1405番、1416番1、1417番1、1417番2、1419番、1420番、1421番1、1421番2、1422番1、1422番2、1423番、1424番1、1424番2、1424番3、1424番4、1425番1、1425番2、1426番、1427番1、1427番2、1428番1、1428番2、1429番1、1429番2、1429番3、1429番3地先の水

上益城郡益城町大字寺迫字下寺中1558番、1559番、1560番、1561番、1561番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、1562番、1563番1、1563番2、1564番、1565番1、1565番2、1566番1、1566番3、1568番1、1568番1地先の水、1568番2、1569番1、1569番2、1569番3、1570番、1571番2、1571番2地先の水、1572番1、1572番2、1573番1、1573番2、1574番2、1575番1、1575番2、1576番1、1576番2、1577番、1578番1、1578番2、1581番、1582番、1583番、又1587番、1588番、1589番1、1589番2、1590番1、1590番2、1590番2地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

(図面は熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第197号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示し、令和4年(2022年)3月18日から当該港湾施設の供用を開始する。

なお、平成11年(1999年)5月31日熊本県告示第449号(八代港港湾施設の概要の⑤移動式荷役機械②)は、廃止する。

令和4年(2022年)3月18日

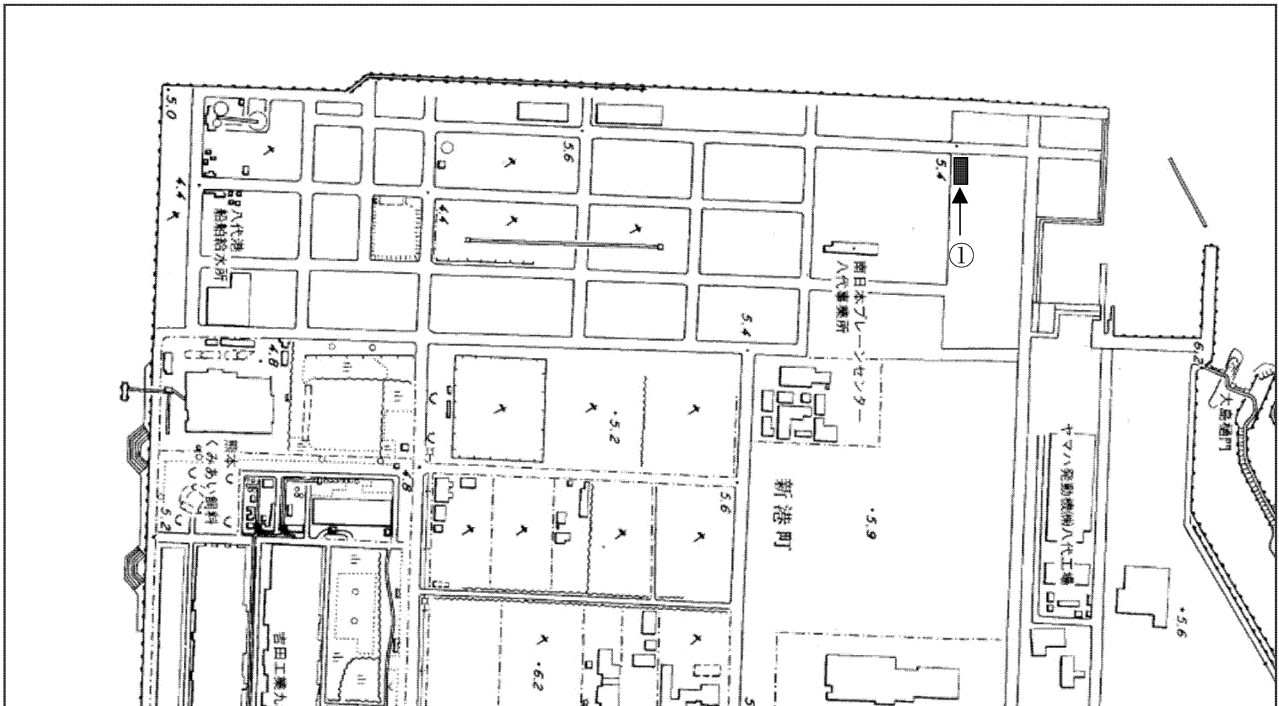
熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 港湾名 八代港
- 2 所在 八代市新港町地内

3 概 要

番 号	種 類	数 量	能 力
①	移動式荷 役機械	1基	ストラドルキャリア 吊り上げ荷重35トン、 610トン/時間

4 位置図



熊本県告示第198号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により平成29年12月1日熊本県告示第1039号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和4年（2022年）3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

小路地区造成宅地防災区域

上益城郡益城町大字下陳字小路433番1、433番3

（図面は熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第199号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により平成30年7月13日熊本県告示第567号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和4年（2022年）3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

下寺中地区

上益城郡益城町大字寺迫字下寺中1588番、1588番地先の道の一部

（図面は熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第200号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により令和元年（2019年）6月4日熊本県告示第70号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和4年（2022年）3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

寺迫・木山地区(大規模)

上益城郡益城町大字寺迫字今吉38番1、38番2、38番3、38番4、38番5、38番6、38番8、38番9、38番10、38番11、39番1、39番2、40番、41番、75番、76番1、76番2、77番、77番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、78番、79番、80番1、80番1地先の水、80番2、80番3、80番4、80番5、81番、81番2、82番、83番1、83番1地先の道、83番5、83番6、83番7、83番8、83番9、83番10、83番12、83番12地先の水、83番14、83番19、83番20、83番21、83番22、83番23、85番2、87番2、89番4、89番4地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、90番1、90番2、90番2、90番3、91番2、91番3、92番3部(次の図に示す部分に限る。)、279番2、281番、282番、282番地先の水、283番1、283番2、283番3、283番4、283番6、283番6地先の水、283番7、283番8、283番9、283番12、283番13、284番1、284番4、284番5、284番6、284番7、284番8、286番1、286番2、286番3、286番4、287番1-1、287番1-2、287番2、288番1、289番1、289番8、289番10、289番11、289番12、289番13、289番14、289番15、289番16、289番17、289番18、289番19、289番20、289番21、289番22

(図面は熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第201号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により次のとおり救急医療機関として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。
令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
十善病院	熊本市中央区南熊本三丁目6番34号	令和4年(2022年)3月10日から 令和7年(2025年)3月9日まで
医療法人 東陽会 東病院	熊本市南区出仲間五丁目2番2号	令和4年(2022年)3月10日から 令和7年(2025年)3月9日まで
川野病院	熊本市中央区大江六丁目25番1号	令和4年(2022年)3月10日から 令和7年(2025年)3月9日まで
熊本機能病院	熊本市北区山室六丁目8番1号	令和4年(2022年)3月10日から 令和7年(2025年)3月9日まで
武蔵ヶ丘病院	熊本市北区楠七丁目15番1号	令和4年(2022年)3月10日から 令和7年(2025年)3月9日まで
医療法人 寺尾病院	熊本市北区小糸山町759番地	令和4年(2022年)3月10日から 令和7年(2025年)3月9日まで
くまもと南部広域病院	熊本市南区城南町舞原無番地	令和4年(2022年)4月1日から 令和7年(2025年)3月31日まで
田嶋外科内科医院	熊本市西区田崎二丁目2番48	令和4年(2022年)

	号	3月10日から 令和7年(2025年) 3月9日まで
--	---	----------------------------------

熊本県告示第202号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和4年（2022年）3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人愛隣会 天草市天草町高浜北633番地	特別養護老人ホーム 春光苑 天草市天草町高浜北633番地	431100139	令和4年（2022年）3月9日	介護老人福祉施設

熊本県告示第203号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和4年（2022年）3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人愛隣会 天草市天草町高浜北633番地	特別養護老人ホーム 春光苑 天草市天草町高浜北633番地	431100361	令和4年（2022年）3月9日	短期入所生活介護

熊本県告示第204号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により第13次鳥獣保護管理事業計画（令和4年（2022年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで）を定めたので、同法第4条第5項の規定により公表し、同計画の内容について熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各広域本部地域振興局農林（水産）部林務（森林保全）課において一般の縦覧に供する。

令和4年（2022年）3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第205号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定により、第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）第4期（令和4年（2022年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで）を策定したので、同条第3項において準用する同法第4条第5項の規定により公表し、同計画の内容について熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各広域本部地域振興局農林（水産）部林務（森林保全）課において一般の縦覧に供する。

令和4年（2022年）3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第206号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項、第2項及び第3項の規定により、次のとおり第二種特定鳥獣の捕獲等のできる休猟区の指定、第二種特定鳥獣の狩猟期間の延長及び第二種特定鳥獣の捕獲等の禁止又は制限の一部解除を行う。

令和4年（2022年）3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 第二種特定鳥獣の捕獲等を行うことができる休猟区の指定

- (1) 第二種特定鳥獣の種類
イノシシ
- (2) 対象区域
熊本県全域の休猟区
- (3) 存続期間
第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)第4期の計画期間(令和4年(2022年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで)
- 2 第二種特定鳥獣の狩猟期間の延長
 - (1) 第二種特定鳥獣の種類
イノシシ
 - (2) 対象区域
熊本県全域
 - (3) 延長する狩猟期間
第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)第4期の計画期間(令和4年(2022年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで)内において、11月1日から11月14日まで及び2月16日から3月15日まで
- 3 第二種特定鳥獣の捕獲等に係る禁止猟法の解除
 - (1) 第二種特定鳥獣の種類
イノシシ
 - (2) 対象区域
熊本県全域
 - (3) 捕獲等に係る禁止猟法を解除する期間
第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)第4期の計画期間(令和4年(2022年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで)
 - (4) 禁止を解除する猟法
輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなを使用する方法

熊本県告示第207号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条の2第1項の規定により、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)第6期(令和4年(2022年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで)を策定したので、同条第3項において準用する同法第4条第5項の規定により公表し、同計画の内容について熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各広域本部地域振興局農林(水産)部林務(森林保全)課において一般の縦覧に供する。
令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第208号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第1項、第2項及び第3項の規定により、次のとおり第二種特定鳥獣の捕獲等ができる休猟区の指定、第二種特定鳥獣の狩猟期間の延長及び第二種特定鳥獣の捕獲等の禁止又は制限の一部解除を行う。
令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 第二種特定鳥獣の捕獲等ができる休猟区の指定
 - (1) 第二種特定鳥獣の種類
ニホンジカ
 - (2) 対象区域
熊本県全域の休猟区
 - (3) 存続期間
第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)第6期の計画期間(令和4年(2022年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで)
- 2 第二種特定鳥獣の狩猟期間の延長
 - (1) 第二種特定鳥獣の種類
ニホンジカ
 - (2) 対象区域
熊本県全域
 - (3) 延長する狩猟期間
第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)第6期の計画期間(令和4年(2022年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで)内において、11月1日から11月14日まで及び2月16日から3月15日まで
- 3 第二種特定鳥獣の捕獲等に係る禁止猟法の解除
 - (1) 第二種特定鳥獣の種類
ニホンジカ
 - (2) 対象区域

- 熊本県全域
- (3) 捕獲等に係る禁止猟法を解除する期間
第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)第6期の計画期間(令和4年(2022年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで)
 - (4) 禁止を解除する猟法
輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなを使用する方法

熊本県告示第209号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定により、くろまぐろに関する令和3管理年度(令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

くろまぐろに関する令和3管理年度における法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ(小型魚)

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県くろまぐろ(小型魚)知事管理区分	13.4トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 13.4トン

第2 くろまぐろ(大型魚)

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分	4.1トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 4.1トン

熊本県告示第210号

熊本県特定水産資源の採捕の停止に関する規則(令和2年熊本県規則第49号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県資源管理方針(令和3年(2021年)熊本県告示第293号)の別紙1の3に規定する熊本県くろまぐろ(小型魚)知事管理区分におけるくろまぐろ(小型魚)の漁獲量の総量が当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいとは認められず、漁業法(昭和24年法律第267号)第33条第2項第1号に掲げる場合に該当しない。

公 告

熊本県公告第171号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条の規定により次のとおり公示する。

令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
県庁舎電話設備賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局財産経営課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年(2022年)3月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
肥銀リース株式会社
熊本市中央区国府一丁目20番1号
- 5 落札金額
240,794,400円(うち消費税及び地方消費税の額21,890,400円)
- 6 契約の相手方を決定した手続

- 一般競争入札
7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和4年(2022年)1月21日

熊本県公告第172号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇土市三拾町201番地2
- 2 築造者の氏名 株式会社中村不動産開発
- 3 道路の位置 宇土市神馬町字居屋敷76番9
- 4 道路の幅員 4.00メートルから5.00メートルまで
- 5 道路の延長 64.18メートル
- 6 指定年月日 令和4年(2022年)3月2日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第145号

熊本県公告第173号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
摩擦摩耗試験システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県商工労働部産業振興局産業支援課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年(2022年)2月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社フジコーガク
熊本市東区上南部2丁目16番37号
- 5 落札金額
35,904,000円(うち消費税及び地方消費税の額3,264,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和3年(2021年)12月21日

熊本県公告第174号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
大規模流体解析システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県商工労働部産業振興局産業支援課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年(2022年)2月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社イケダ科学
熊本市東区錦ヶ丘16番7号
- 5 落札金額
37,950,000円(うち消費税及び地方消費税の額3,450,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和3年(2021年)12月21日

熊本県公告第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和4年（2022年）3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字駄飼場2447番2及び同2447番5
498.28平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市野々島2461番地
池澤 滋
池澤 千恵子

熊本県公告第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和4年（2022年）3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字南長嶺2000番2583及び同2000番2585
499.91平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市豊岡2000-482
福島 衣梨

熊本県公告第177号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和4年（2022年）3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字向野1656番48、同1656番49、同1656番279及び同1656番280
864.27平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区下江津三丁目6番5号
株式会社ロギ

熊本県公告第178号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和4年（2022年）3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字小園128番4、同129番1、同130番、同129番4の一部
1,804.62平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区京塚本町48番34号
株式会社環境都市開発

熊本県公告第179号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和4年（2022年）3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
山下 真功	熊本市東区小峯	熊本市東区戸島七丁目1657番ほか1筆

津田 浩昭	熊本市東区平山町	熊本市東区平山町2639番1ほか5筆
北住 春雄	上益城郡御船町七滝	熊本市東区画図町大字重富字石叶370番ほか3筆
株式会社ゆう菜	熊本市南区孫代町	熊本市南区孫代町字下大吹毛737番1
林田 正幸	熊本市南区海路口町	熊本市南区海路口町字学科一番割1787番ほか7筆
田嶋 亮一	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字野中2007番1ほか4筆
ソウヨウファーム株式会社	熊本市南区御幸西無田町	熊本市南区御幸笛田町字高田1446番
中野 敏子	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字野中2012番2ほか6筆
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町千町字水落1686番ほか2筆
農事組合法人火の君とよだ	熊本市南区城南町塚原	熊本市南区城南町沈目字前田331番1
楽農家合同会社	熊本市中央区琴平	熊本市北区梶尾町字北原115番ほか1筆
農事組合法人上生城	合志市上生	熊本市北区植木町古閑字雲雀田873番1
松本 幸春	熊本市北区植木町平井	熊本市北区植木町平井字北無田1092番1ほか1筆
松本 英輔	熊本市北区植木町舟島	熊本市北区植木町舟島字浦口547番ほか3筆
宮本 真次	宇土市城塚町	宇土市笹原町字上新開74番1

2 認可年月日
令和4年(2022年)3月9日

熊本県公告第180号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
村上 正美	熊本市北区麻生田	合志市野々島字舟橋4979番
有限会社吉川農園	合志市野々島	合志市野々島字芝原5302番1ほか8筆
農事組合法人上生城	合志市上生	合志市上生字向田874番ほか2筆
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上六嘉字火渡1412番ほか1筆
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字井寺字二番割1343番ほか6筆
村上 卓也	上益城郡嘉島町上六嘉	上益城郡嘉島町大字上六嘉字鈴町1044番1ほか3筆
石坂 幸樹	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字鯉字惣水町513番ほか4筆
金澤 清二	上益城郡嘉島町下六嘉	上益城郡嘉島町大字下六嘉字塚田2426番1ほか2筆
中村 美江子	上益城郡山都町米迫	上益城郡山都町八木字野路川1098番4

株式会社アグリ 中田	熊本市西区田崎町	上益城郡山都町八木字平次371番ほか2筆
清原 大樹	上益城郡山都町下名 連石	上益城郡山都町下名連石字鷺平4605番 ほか2筆

2 認可年月日
令和4年(2022年)3月9日

熊本県公告第181号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
島川 俊	玉名郡長洲町宮野	玉名郡長洲町大字清源寺字東牟田2946番1ほか9筆
島川 俊	玉名郡長洲町宮野	玉名郡長洲町大字永塩字塘東2137番
杉本 仁崇	玉名郡長洲町宮野	玉名郡長洲町大字上沖洲字東畑584番1ほか15筆
上村 信人	人吉市上戸越町	人吉市中神町字城本字入流1273番1ほか1筆
上村 信人	人吉市上戸越町	人吉市田野町字長畝区3432番ほか1筆
大柿 章治	人吉市中神町大柿	人吉市中神町字小柿字古屋敷1217番1
農事組合法人おこぼ	人吉市大畑麓町長谷川内	人吉市下漆田町字宮ノ前3094番1ほか8筆
上野 博司	人吉市大畑麓町	人吉市古仏頂町字松ノ八重785番1ほか1筆
農事組合法人戸越原野組合	人吉市下戸越町	人吉市上戸越町字笹ノ淵2240番41ほか1筆
上村 信人	人吉市上戸越町	人吉市中神町字城本字小丸1066番2ほか3筆
中村 清	人吉市古仏頂町	人吉市古仏頂町字津留1936番ほか6筆
堤 幸平	人吉市中林町	人吉市上林町字大坪1358番

2 認可年月日
令和4年(2022年)3月9日

熊本県公告第182号

球磨郡錦町に事務所を置く中球磨土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	中村 金一	球磨郡あさぎり町上西133番地20
理事	荒牧 千鶴	球磨郡あさぎり町上西228番地
理事	緒方 信三	球磨郡あさぎり町上北31番地
理事	林田 益義	球磨郡錦町大字一武3346番地1
理事	福永 高司	球磨郡錦町大字一武2967番地6
理事	湊田 清隆	球磨郡錦町大字西3618番地22
理事	山口 敬之	球磨郡錦町大字西1091番地68-2
監事	上淵 寶	球磨郡錦町大字一武2122番地15

監事 就任	山本 信幸	球磨郡あさぎり町上西1296番地
理事	緒方 信三	球磨郡あさぎり町上北31番地
理事	和泉 真一	球磨郡あさぎり町上西1315番地
理事	中村 金一	球磨郡あさぎり町上西133番地20
理事	佐無田 森	球磨郡錦町大字一武3879番地
理事	椎葉 和夫	球磨郡錦町大字一武2945番地
理事	湊田 清隆	球磨郡錦町大字西3618番地22
理事	山口 敬之	球磨郡錦町大字西1091番地68-2
監事	上淵 寶	球磨郡錦町大字一武2122番地15
監事	上野 勇一郎	球磨郡あさぎり町上西249番地

熊本県公告第183号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局九州技術事務所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年（2022年）3月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（道路管理）	令和3年（2021年） 10月14日から 令和4年（2022年） 2月28日まで	熊本県の一部

熊本県公告第184号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和4年（2022年）3月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
社会福祉法人三幸
合志市須屋250番地1
- 支援業務を行う事務所の所在地
合志市須屋250番地1

熊本県公告第185号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年（2022年）3月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字向原961番7
196.79平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋142番地1フルハウス須屋C棟102号
江藤 星史

熊本県公告第186号

阿蘇市に事務所を置く阿蘇東部土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和4年（2022年）3月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
就任		

理事	井野 孝生	阿蘇郡産山村大字大利510番地17
理事	古澤 博幸	阿蘇市波野大字赤仁田270番地
理事	丸山 樹一郎	阿蘇市波野大字小園870番地
理事	高橋 孝徳	阿蘇郡産山村大字山鹿2582番地1
理事	古澤 一雄	阿蘇市波野大字滝水274番地1
理事	佐藤 弘明	阿蘇市波野大字中江2258番地
監事	岩下 哲郎	阿蘇市波野大字小地野1333番地
監事	古澤 伸悟	阿蘇郡産山村大字片俣426番地

熊本県公告第187号

令和3年(2021年)4月23日付けで菊池郡大津町に事務所を置くおおきく土地改良区理事長金田英樹から申請のあったおおきく土地改良区土地改良事業(維持管理)計画の変更については、令和4年(2022年)2月15日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第11項により公告する。
令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第188号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第14条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。
令和4年(2022年)3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効した年月日
熊本県肥第1281号	消石灰	苦土消石灰1号	アルカリ分 : 60.0 可溶性苦土 : 10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	安田石灰工業株式会社 熊本県八代市花園町9番地14	令和4年(2022年)3月1日

登載依頼

熊本県教育委員会公告第18号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公告する。
令和4年(2022年)3月18日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和3年度(2021年度)熊本丸一般整備工事業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎(管理棟1階 事務室)
郵便番号 863-2507 天草郡苓北町富岡3757番地
- 落札者を決定した日
令和4年(2022年)2月1日
- 落札者の氏名及び住所
島原ドック協業組合 代表理事 中村 光伸
郵便番号 855-0823 長崎県島原市湊町5番地2
- 落札金額
47,740,000円(うち消費税及び地方消費税額4,340,000円)
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和3年(2021年)12月21日

熊本県公安委員会規則第5号

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和4年3月18日

熊本県公安委員会委員長 下山史一郎

- 熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
熊本県警察の組織に関する規則（平成6年熊本県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
- 第4条中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とし、第10号を第7号とする。
- 第6条第6号の次に次の3号を加える。
- (7) 警察装備に関すること。
 - (8) 警察官の服制に関すること。
 - (9) 警察有線通信の統制に関すること。
- 第26条第3号を次のように改める。
- (3) 停止処分者講習、原付講習、更新時講習、高齢者講習、違反者講習及び任意講習に関すること。
- 第26条第5号を削る。
- 第27条第3号及び第4号を次のように改める。
- (3) 運転免許に係る講習（運転免許課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
 - (4) 自動車教習所に関すること。
- 附 則
この規則は、令和4年3月28日から施行する。